

「医療ひつ迫防止緊急アピール」の変更点

政府の基本的対処方針の変更(1月27日付け)を踏まえて以下の点を変更

その他のお願い

○イベントの開催制限

- 同一イベント等における、収容率の上限を緩和

資料4

(現行)

	収容率	人数上限	営業時間 短縮
「感染防止安全計画」を策定し、県がその内容を確認したイベント(注1)	100% (注2、注4)	収容定員まで	
他のイベント(注3)	大声なし: 100% 大声あり: 50% (注4)	5,000人 又は 収容定員50% のいずれか大きい方	なし

(注1)5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用。「感染防止安全計画」の詳細は、国からの通知に基づき運用。

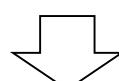
(注2)感染防止安全計画策定イベントは、「大声なし」であることが基本。

(注3)収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

また、別に示すチェックリストにより、感染防止策への対応状況を確認し、そのチェックリストをイベント主催者等がWebページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管すること。

(注4)同一イベント等において、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合は、それぞれ50%(大声あり)・100%(大声なし)とする。

(変更後)



	収容率	人数上限	営業時間 短縮
「感染防止安全計画」を策定し、県がその内容を確認したイベント(注1)	100% (注2、注4)	収容定員まで	
他のイベント(注23)	大声なし: 100% 大声あり: 50% (注4)	5,000人 又は 収容定員50% のいずれか大きい方	なし

(注1)5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用。「感染防止安全計画」の詳細は、国からの通知に基づき運用。

(注2)感染防止安全計画策定イベントは、「大声なし」であることが基本。

(注23)収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

また、別に示すチェックリストにより、感染防止策への対応状況を確認し、そのチェックリストをイベント主催者等がWebページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管すること。

(注4)同一イベント等において、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合は、それぞれ50%(大声あり)・100%(大声なし)とする。